



福岡県医発第2307号(地)

平成25年12月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

平成25年度補正予算案に基づく耐震対策緊急促進事業の制度拡充について

標記の件に関しまして、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

同省による耐震対策緊急促進事業につきましては、平成25年10月16日付福岡県医発第1738号(地)「耐震対策緊急促進事業の受付開始について」等の文書をもってご案内申し上げているところですが、今般、本事業の制度拡充が盛り込まれることとなりました。

制度拡充部分は、別紙の対照表のとおりとなりますが、平成25年度補正予算が国会で成立した場合に、その成立日以降に交付決定する事業に対して適用可能になります。

また、同省関係ホームページ (<http://www.taishin-shien.jp/>) にて、本事業の説明がなされておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員へ周知方お願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(地 I 194)

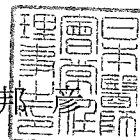
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦



平成 2 5 年度補正予算案に基づく耐震対策緊急促進事業の制度拡充について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

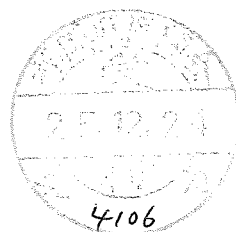
さて、国土交通省による耐震対策緊急促進事業につきましては、平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日付（地 I 144）等の文書をもって、貴会にご案内申し上げているところ
です。

今般、平成 2 5 年度補正予算案におきまして、本事業の制度拡充が盛り込まれることとなり、同省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長より本会宛に周知方
依頼がありました。

制度拡充部分は、別紙の対照表のとおりになりますが、平成 2 5 年度補正予算
が国会で成立した場合に、その成立日以降に交付決定する事業に対して適用可能
となるとのことです。

また、同省関係ホームページ（<http://www.taishin-shien.jp/>）にて、本事業
の説明がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申
し上げます。



平成25年12月16日

公益社団法人日本医師会 御中

国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室長

耐震対策緊急促進事業の制度拡充について

建築行政の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年12月12日に平成25年度補正予算案が閣議決定されました。この補正予算案において、耐震対策緊急促進事業の制度拡充を盛り込みました。

制度拡充の内容については、耐震対策緊急促進事業実施支援室のウェブサイトの「お知らせ」ページに掲載しておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

<http://www.taishin-shien.jp/>

貴会におかれましては、当該情報を会員の皆様に周知をいただければ幸いです。

平成25年度補正予算案(耐震対策緊急促進事業)

1. 補助対象限度額の拡充

次のとおり、補助対象限度額を拡充する。

①設計図書の復元、第3者機関の判定を行う場合などの耐震診断の補助対象限度額の特例

現 行	予算案
(一戸建ての住宅以外の住宅、非住宅建築物の耐震診断)に要する費用は、次に定める費用を限度とする。	(一戸建ての住宅以外の住宅、非住宅建築物の耐震診断)に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,500,000円を限度として加算することができる。
イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内
ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内	ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内
ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内	ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内

②より高い耐震性を確保する場合の耐震改修に係る補助対象限度額の特例

現 行	予算案
(マンション・非住宅建築物の)耐震改修工事費については、47,300円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は80,000円/㎡を限度とする。	(マンション・非住宅建築物の)耐震改修工事費については、47,300円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は80,000円/㎡を限度とする。

これらの制度拡充の内容については、平成25年度補正予算が国会で成立した場合に、その成立日以降に交付決定する事業に対して適用可能となります。

当該内容を反映させたマニュアルについては、後日改訂版を掲載し、お知らせする予定です。

※ 地方公共団体の補助制度については、当該地方公共団体にお問い合わせください。

耐震対策緊急促進事業

トップページ
窓口と補助対象
交付申請の受付時期
対象建築物
お知らせ
交付申請マニュアル・様式等
I. 耐震診断
II. 補強設計
III. 耐震改修
Q & A
平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会について
住宅・建築物の耐震化について (国土交通省のサイトへ)
地方公共団体の補助制度一覧 (日本建築防災協会のサイトへ)
耐震判定委員会の一覧 (既存建築物耐震診断・改修等推進全 国ネットワーク委員会のサイトへ)
リンク・著作権・免責事項

耐震対策緊急促進事業について

災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、平成25年度通常国会において「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の建築物等に対し、耐震診断が義務付けられることになりました。

本事業は、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の①から③の建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、国が民間事業者等に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場

当該建築物に対する耐震診断・補強設計・耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域内に所在するもの等について、国が直接的に耐震化に係る取り組みを支援することとしています。

地方公共団体に補助制度がある場合は、地方公共団体の補助制度と併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してからご対応ください。（この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。）

耐震対策緊急促進事業実施支援室からのお知らせ

平成25年12月13日【重要】平成25年度補正予算案について
 平成25年12月11日「Q & A」のページの更新について
 平成25年11月18日【重要】交付申請様式・実績報告様式の一部変更について
 平成25年10月21日付、お知らせについて

水色の項目は詳細があります。詳しくは、項目をクリックしてください。

窓口と補助対象

本事業による補助は、建築物の区分、及び、地方公共団体による補助制度の有無によって、申請の窓口や補助金の支給方法が異なりますので、ご注意ください。

下表の区分に従って、本ホームページをご覧ください。あるいは、窓口にお問い合わせください。

		建築物の所在地の地方公共団体（都道府県又は市区町村）による当該建築物への補助制度の整備状況	
		整備されていない場合	整備されている場合
補助金の申請窓口・方法 →		国（耐震対策緊急促進事業実施支援室）が窓口となり、直接的に補助を実施します	当該地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施します
建築物の区分	対象行為		
要緊急安全確認大規模建築物 *1	耐震診断	耐震診断マニュアル をご覧ください	当該地方公共団体にお問い合わせください。
耐震基準について既存不適合であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる大規模建築物。 詳細はQ&Aをご覧ください。	補強設計	補強設計マニュアル をご覧ください	
	耐震改修	耐震改修マニュアル をご覧ください	
要安全確認計画記載建築物 *2 耐震基準について既存不適合であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる以下の建築物。 ①地方公共団体が耐震改修促進計画において指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ②都道府県が耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	耐震診断	（国からの直接補助はありません）	当該地方公共団体にお問い合わせください。
	補強設計		
	耐震改修		

*1・2 耐震改修促進法に関する国土交通省ホームページをご覧ください。

補助金交付申請の受付時期

平成25年10月9日（水）から平成26年2月28日（金）（必着）

 診断義務付け対象建築物の特定

本事業の対象は、耐震改修促進法によって耐震診断の義務付け対象とされた一定の建築物に限られます。

義務付け対象の建築物の要件は法律及び政省令等で規定されておりますが、個々の建築物が義務付け対象であるかどうかについて疑問がある場合には、所管行政庁（耐震改修促進法の制度執行を行う都道府県・市区町村）にお問い合わせください。

「要緊急安全確認大規模建築物」については、[こちら](#)をご覧ください。

 【問い合わせ先】

書類の提出先は下記のとおりとなります。

○FAX・メールでのお問い合わせの際は氏名・法人名・連絡先等を明記の上、
下記の連絡先までお送りください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9階
TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798
E-Mail: info@taishin-shien.jp
受付: 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:30～17:00

※ 耐震対策緊急促進事業実施支援室は、本事業を活用して耐震診断等を行う所有者等に対し
補助金の交付事務等を行う者であり、国土交通省から公募により選定されています。

COPYRIGHT 2013 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED